

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和8年6月24日

（名 称） 逗子市UDタクシー導入促進協議会
（代表者名） 逗子市長 桐ヶ谷 寛

1. 生活交通改善事業計画の名称
令和8年度逗子市生活交通改善事業計画（ユニバーサルデザインタクシー導入促進事業）
2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性
本事業は、高齢者や障がい者に加え、妊産婦や子ども連れの方など、多様な移動ニーズを有する全ての市民が利用しやすいユニバーサルデザインタクシー（UD タクシー）の導入を促進することにより、公共交通機関のバリアフリー化を推進し、誰もが安心して外出し、社会参加できる環境の整備を図るものである。あわせて、公共交通の利便性向上及び利用促進、さらには地域の活性化にも資することを目的とする。
3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
（1）事業の目標
本市は、谷戸地形や丘陵部を含む地域において住宅地が形成されており、道路幅員が狭小なことから、大型車両による路線バスの運行が困難な区域も少なくない。このような地域において、狭あい道路を走行可能なタクシーは、地域住民の重要な移動手段として、日常生活に欠かせない公共交通機関の一つである。このため、市内タクシー事業者による UD タクシーの導入を促進し、交通手段のバリアフリー化を一層推進することで、市民の生活交通に対する満足度の向上を図ることを目指す。
（2）事業の効果
スロープや乗降用補助ステップ等を備えた UD タクシーの導入により、通院や買い物等でタクシーを利用する高齢者、車いす使用者、妊娠中の方や乳児を連れた保護者など、多様な利用者の乗降に係る身体的負担が軽減され、移動の円滑化が図られる。また、利用のしやすさの向上により、公共交通全体の利用促進にもつながることが期待される。
4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
（1）事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）
（内容） ・福祉タクシー車両の購入 計2台（逗子菊池タクシー株式会社：2台）
（実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について） 身体：普通旅客運賃 1割、定期旅客運賃 設定無し 知的：普通旅客運賃 1割、定期旅客運賃 設定無し 精神：普通旅客運賃 1割、定期旅客運賃 設定無し
（2）関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）

〈福祉タクシー車両に係る事業〉

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号）第 3 条の 2 に定める準特定地域において、道路運送法に係る事業計画上一般車両として届け出ているセダン車両の代替車両としてユニバーサルデザインタクシー認定制度の認定を受けた車両を導入する事業である。

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

令和 8 年度（当該年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	県負担 割合	逗子市負担 割合	事業者負担 割合
UDタクシー 導入事業	5,920 千円	1,000 千円	0 千円	0 千円	4,920 千円
	100.0%	16.9%	0.0%	0.0%	83.1%

※総事業費については見込み額を記載。

※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

6. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。

●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	令和 7 年度				令和 8 年度				令和 9 年度			
	4 月	9 月	12 月	3 月	4 月	9 月	12 月	3 月	4 月	9 月	12 月	3 月
UDタクシー導入 事業					8 月着手 2 台 ●————● 3 月 31 日完了							

7. 協議会の開催状況と主な議論

令和 8 年 6 月 8 日～12 日：協議会構成員間で計画素案の意見照会を行った後、計画案について合意。

8. 利用者等の意見の反映

令和 8 年 6 月 16 日～23 日：本市ホームページにて計画案に関する意見を募集。

9. 協議会メンバーの構成員

関係市区町村	逗子市環境都市部環境都市課長
交通事業者	JR 逗子駅構内タクシー組合組合長
地方運輸局	神奈川運輸支局首席運輸企画専門官

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 逗子市逗子 5-2-16

（所 属） 環境都市部環境都市課

（氏 名） 飯島 翔太郎

（電 話） 046-873-1111

（e-mail） kankyo@city.zushi.lg.jp